

1. 感染症発生動向調査について

(1) 概略

感染症発生動向調査事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、事前対応型感染症対策の一つとして位置づけられています。患者発生状況や病原体検索から流行を早期に把握し、適切な対応をとることによって社会的影響の大きい感染症の蔓延を未然に防止することを目的とし実施されています。

徳島県では、保健製薬環境センター内に徳島県感染症情報センターを設置し、「徳島県感染症発生動向調査事業実施要綱」に基づき関係医療機関等の協力を得て感染症発生動向調査事業を実施しています。

(2) 調査対象疾病について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により指定されている全数把握対象疾患および五類定点把握対象疾患を調査対象疾患として実施しています。また、厚生労働省で定める疑似症も対象にしています。(別表1 参照)

(3) 定点医療機関(表1)

患者定点となる医療機関数は、小児科定点が23、内科定点が14、眼科定点が4、性感染症(STD)を対象とする定点が6、基幹病院定点が7設定されており、このうち12医療機関が病原体定点を兼ねています。なお、小児科定点はインフルエンザ定点としても機能しています。

表1 保健所別定点数

		患者定点					疑似症定点		計
		小児科	内科	眼科	性感染症	基幹	第一号	第二号	
(管轄保健所)	徳島	13	7	2	4	2	15	17	60
	阿南	2	2	1	1	1	2	2	11
	美波	1	1	1	—	1	2	2	8
	吉野川	3	2	—	1	1	5	5	17
	美馬	2	1	—	—	1	3	3	10
	三好	2	1	—	—	1	2	2	8
計		23	14	4	6	7	29	31	114

(※ 小児科定点及び内科定点をあわせてインフルエンザ定点とする)

(4) 運営方法(表2)

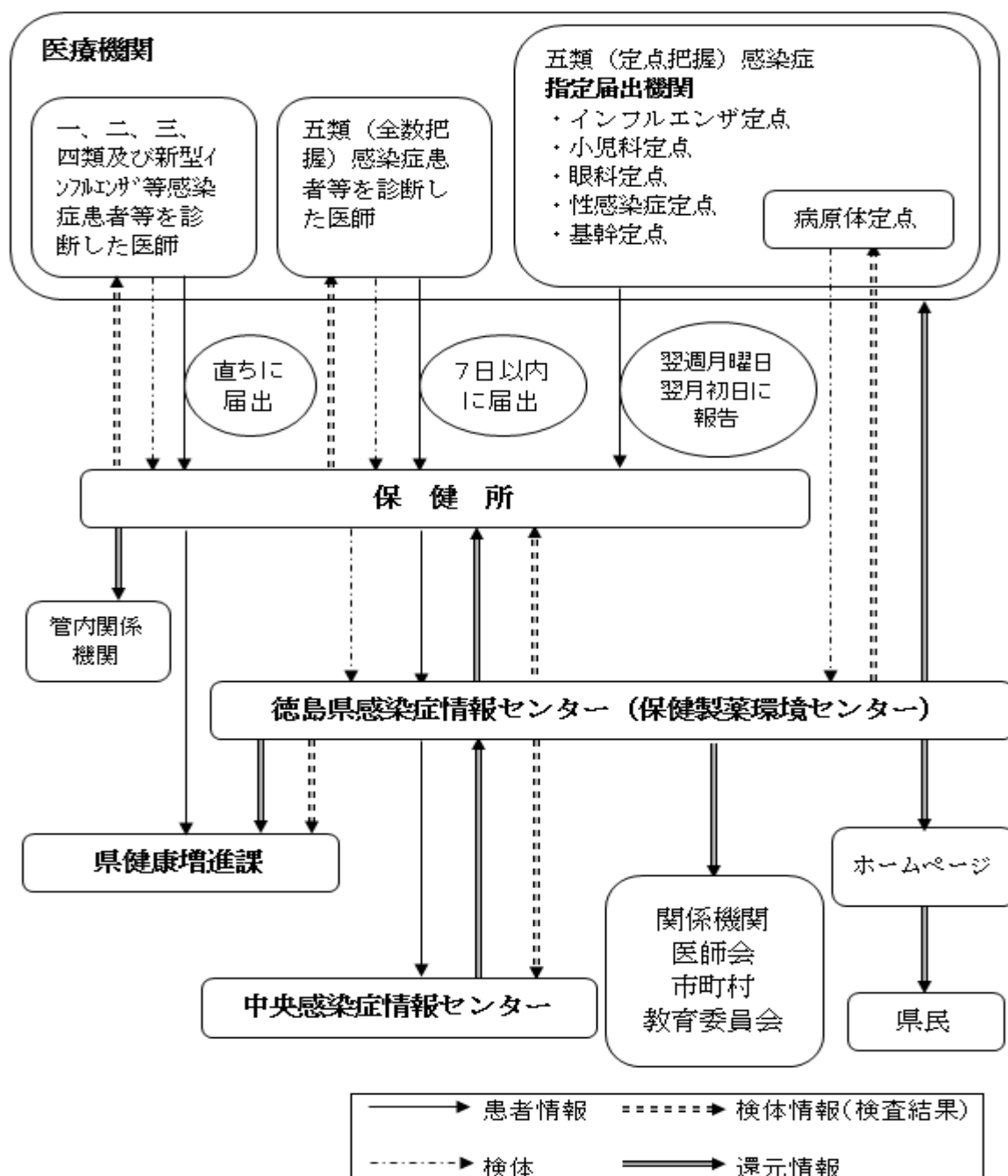
患者情報の収集：一類から五類の全数把握対象感染症・新型インフルエンザ等感染症では、診断した医師が保健所に届出を行うことにより、また、五類の定点把握対象感染症、疑似症では、定点医療機関を受診した患者数を把握することにより流行状況を調査しています。

小児科定点、インフルエンザ定点、眼科定点及び基幹病院定点からの報告は週単位で、性感染症定点

からの報告は月単位でなされています。ただし基幹定点から報告される一部の疾病については月単位となっています。医療機関から届いた情報は、保健所で発生動向調査システムに入力され、感染症情報センターが保健所からの情報を確認し、国へ送信します。

解析及び情報発信： 感染症情報センターは、定点および各医療機関から報告された情報を週報（月単位の場合は月報）とし、県内の医療機関・市町村・教育委員会等の関係機関に情報を提供しています。また、これらの情報はホームページ (<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2004062300038/>) 上で公開し、広く情報還元を図っています。

表2 徳島県感染症発生動向調査事業 フローチャート



別表 1 感染症の分類について

(平成 28 年 2 月 12 日施行)

類型			疾患名	届出対象者			届出方法	
				患者	疑似患者	無症状病原体保有者	届出種別	時期
全数把握感染症	一類感染症	1	エボラ出血熱	○	○	○	全数	直ちに
		2	クリミア・コンゴ出血熱					
		3	痘そう					
		4	南米出血熱					
		5	ペスト					
		6	マールブルグ病					
		7	ラッサ熱					
	二類感染症	8	急性灰白髄炎	○	—	○	全数	直ちに
		9	結核	○	○	○		
		10	ジフテリア	○	—	○		
		11	重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SERSコロナウイルスであるものに限る)	○	○	○		
		12	中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)	○	○	○		
		13	鳥インフルエンザ (H5N1)	○	○	○		
		14	鳥インフルエンザ (H7N9)	○	○	○		
	三類感染症	15	コレラ	○	—	○	全数	直ちに
		16	細菌性赤痢	○	—	○		
		17	腸管出血性大腸菌感染症	○	—	○		
		18	腸チフス	○	—	○		
		19	パラチフス	○	—	○		
	四類感染症	20	E型肝炎	○	—	○	全数	直ちに
		21	ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む)	○	—	○		
		22	A型肝炎	○	—	○		
		23	エキノコックス症	○	—	○		
		24	黄熱	○	—	○		
		25	オウム病	○	—	○		
		26	オムスク出血熱	○	—	○		
		27	回帰熱	○	—	○		
		28	キャサヌル森林病	○	—	○		
		29	Q熱	○	—	○		
		30	狂犬病	○	—	○		
		31	コクシジオイデス症	○	—	○		
		32	サル痘	○	—	○		
		33	ジカウイルス感染症	○	—	○		
		34	重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る)	○	—	○		
		35	腎症候性出血熱	○	—	○		
		36	西部ウマ脳炎	○	—	○		
		37	ダニ媒介脳炎	○	—	○		
		38	炭疽	○	—	○		
		39	チクングニア熱	○	—	○		
		40	つつが虫病	○	—	○		
		41	デング熱	○	—	○		
		42	東部ウマ脳炎	○	—	○		
		43	鳥インフルエンザ (H5N1 及び H7N9 を除く)	○	—	○		
		44	ニパウイルス感染症	○	—	○		
		45	日本紅斑熱	○	—	○		
		46	日本脳炎	○	—	○		
		47	ハンタウイルス肺症候群	○	—	○		
		48	Bウイルス病	○	—	○		
		49	鼻疽	○	—	○		
		50	ブルセラ症	○	—	○		
		51	ベネズエラウマ脳炎	○	—	○		
		52	ヘンドラウイルス感染症	○	—	○		
		53	発しんチフス	○	—	○		
		54	ボツリヌス症	○	—	○		
		55	マラリア	○	—	○		
		56	野兔病	○	—	○		
		57	ライム病	○	—	○		
		58	リッサウイルス感染症	○	—	○		
		59	リフトバレー熱	○	—	○		
		60	類鼻疽	○	—	○		

類型			疾患名	届出対象者			届出方法	
				患者	疑似患者	無症状病原体保有者	届出種別	時期
全数把握感染症	四類感染症	61	レジオネラ症	○	－	○	全数	直ちに
		62	レプトスピラ症	○	－	○		
		63	ロッキー山紅斑熱	○	－	○		
	五類感染症	64	アメーバ赤痢	○	－	－	全数	7日以内
		65	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）	○	－	－		
		66	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	○	－	－		
		67	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ペネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）	○	－	－		
		68	クリプトスポリジウム症	○	－	－		
		69	クロイツフェルト・ヤコブ病	○	－	－		
		70	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	－	－		
		71	後天性免疫不全症候群	○	－	○		
		72	ジアルジア症	○	－	－		
		73	侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	－	－		
		74	侵襲性髄膜炎菌感染症	直ちに	－	－		
		75	侵襲性肺炎球菌感染症	○	－	－		
		76	水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る）	○	－	－		
		77	先天性風しん症候群	○	－	－		
		78	梅毒	○	－	○		
		79	播種性クリプトコックス症	○	－	－		
		80	破傷風	○	－	－		
		81	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	－	－		
		82	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	－	－		
		83	風しん	○	－	－		
		84	麻しん	直ちに	－	－		
		85	薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	－	－		
定点把握感染症（五類感染症）	小児科	86	RSウイルス感染症	○	－	－	定点	週単位
		87	咽頭結膜熱	○	－	－		
		88	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	－	－		
		89	感染性胃腸炎	○	－	－		
		90	水痘	○	－	－		
		91	手足口病	○	－	－		
		92	伝染性紅斑	○	－	－		
		93	突発性発しん	○	－	－		
		94	百日咳	○	－	－		
		95	ヘルパンギーナ	○	－	－		
		96	流行性耳下腺炎	○	－	－		
	インフルエンザ	97	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）	○	－	－		
	眼科	98	急性出血性結膜炎	○	－	－		
		99	流行性角結膜炎	○	－	－		
	性感染症	100	性器クラミジア感染症	○	－	－		月単位
		101	性器ヘルペスウイルス感染症	○	－	－		
		102	尖圭コンジローマ	○	－	－		
		103	淋菌感染症	○	－	－		
	基幹	89	感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る）	○	－	－		週単位
		104	クラミジア肺炎（オウム病を除く）	○	－	－		
105		細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く）	○	－	－			
106		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	－	－			
107		マイコプラズマ肺炎	○	－	－			
108		無菌性髄膜炎	○	－	－			
109		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	－	－			
	110	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	－	－	月単位		
新型インフルエンザ等感染症		111	新型インフルエンザ	○	○（疑うに足る正当な理由のあるもの）	○	全数	直ちに
		112	再興型インフルエンザ	○		○		
法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症		113	摂氏38度以上の発熱及び呼吸症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く）					
		114	発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類、三類、四類、五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く）					